

**経営力向上経営診断推進事業実施業務委託  
公募型プロポーザル評価要領**

「経営力向上経営診断推進事業実施業務」を委託するに当たり、契約の締結先として最もふさわしい者を選定するため、提出のあった企画提案の審査を以下の基準に基づき実施する。

### 1 評価項目、評価内容及び配点

評価項目	
小項目（※それぞれについて、2の「評価基準」で評価し、「係数」を乗じて得点を算出）	配点
<b>(1) 事業の実施内容【配点70点満点】</b>	
事業の目的及び仕様に沿った経営診断内容となっているか（係数4）	20
経営診断内容の精度を高める独自の工夫がみられるか（係数3）	15
事業の目的及び仕様に沿った経営診断の実施方法等となっているか（係数2）	10
経営診断の円滑な実施に向けた独自の工夫がみられるか（係数2）	10
経営診断の集計分析等について具体的な提案があるか（係数1）	5
事業実施に当たってその他の独自の工夫がみられるか（係数2）	10
<b>(2) 事業の実施体制【配点50点満点】</b>	
事業を適切に運営できる体制を構築しているか（係数4）	20
事業を実施するために必要な専門家を確保しているか（係数2）	10
事業を実施する上で適切な経営基盤を有しているか（係数2）	10
県内に拠点を有するか（本店、支店、営業所等を含む）（あり+10）	10
<b>(3) 実施スケジュール【配点10点満点】</b>	
事業を実施するために妥当なスケジュールが設定されているか（係数2）	10
<b>(4) 事業実績【配点10点満点】</b>	
過去に類似の事業の実績や成果を有するか（係数2）	10
過去2年間に受託業務における個人情報の漏えい等の事件の発生（あり-10）	-10
<b>(5) 値格の妥当性【10点満点】</b>	
経費が適切に積算されており、妥当な価格の提案となっているか 【算定方法】 10点 × (1 - (見積価格(税込価格) / 予算額)) (見積価格が予算額を超える場合は失格とする。) ※見積価格の計算式において、小数点以下は四捨五入する。	10

※審査項目ごとに各5点満点とし、それぞれに係数を乗じた点数を各項目の点数とする。

評価基準は2のとおりとし、絶対評価により評価する。

### 2 評価基準

評価点	評価基準
5点	非常に優れている
4点	優れている
3点	標準的である
2点	劣る
1点	非常に劣る

### 3 その他

上記1に示す評価項目((5) 値格の妥当性を除く。)ごとに審査委員の評価点の合計点が満点の2割に満たない場合、その提案者は失格とする。